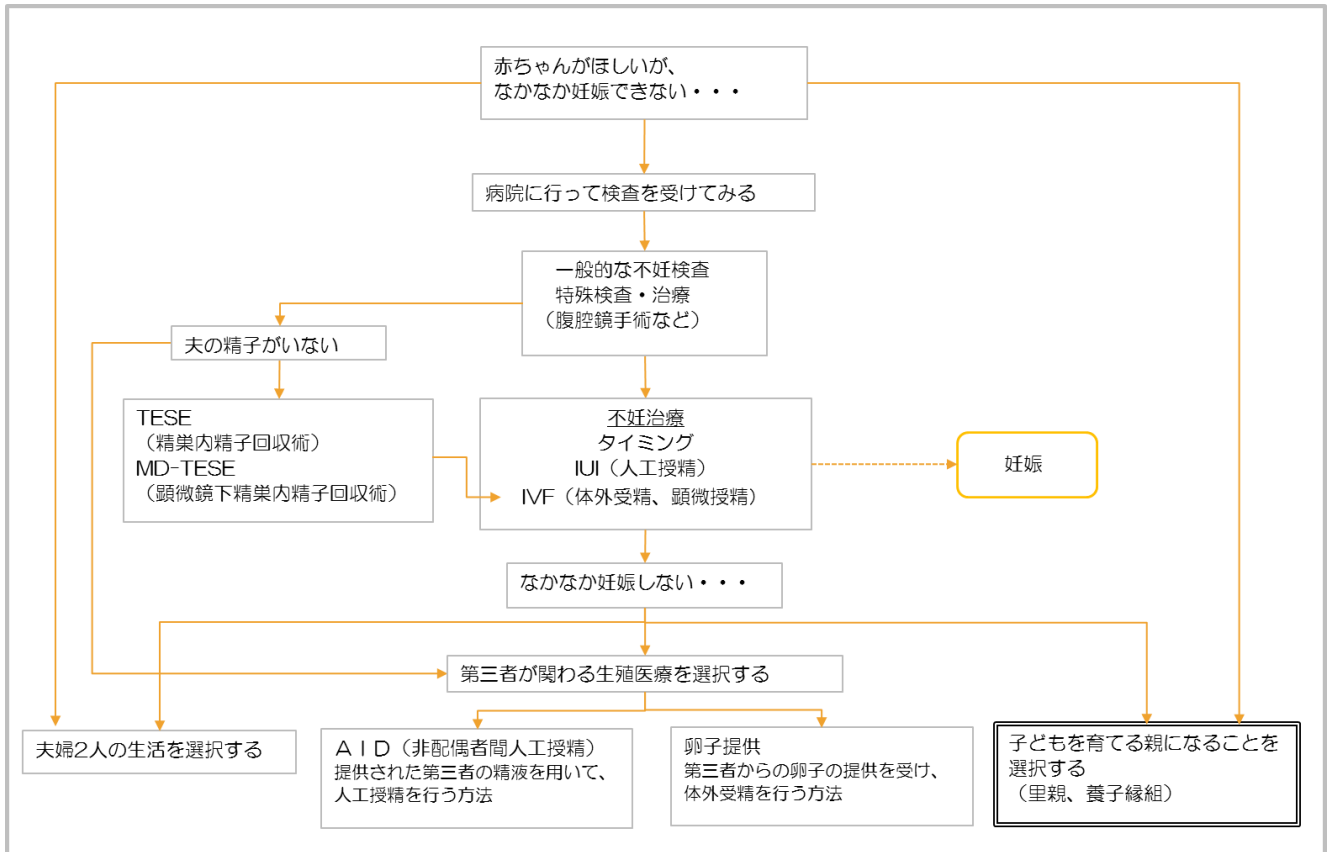


## すべての人にある選択肢—里親・養子縁組制度について—

「子どもがほしいのになかなか妊娠できない…」あなたは不妊トンネルの中でさまよってはいませんか？  
 なかなか妊娠できないことに悩み、病院を受診し、検査を受けて、性交渉をとる日を指示されたり、IUI（人工授精）の予定を組んだり…。体外受精の治療を選択すれば、連日排卵誘発剤の注射を打ったり、採血をたくさんしたり、朝早く病院に来て、卵子をとる手術を受けたり…。しかし、ご夫婦で選択出来ることはそれだけではありません。  
 実はすべての人に平等にある選択肢があります。—それは里親・養子縁組制度です。  
 もしかしたら「不妊治療をしている病院が、里親制度を紹介するなんて…」と不愉快に思う方もいるかもしれませんが、しかし、選択肢を「知らなかった」と「知っていたけど、選択しなかった」はまったく違う決断になると思います。  
 今まで誰も触れてこなかった、この選択肢を紹介しようと思います。



### 【 里親制度とは 】

里親制度とは、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図るものです。

里親制度は以下の4種類に分けられています。

- ・ 養育里親：様々な事情により家族と一緒に暮らせない子供を一定期間自分の家庭で養育する里親
- ・ 専門養育里親：養育里親のうち専門ケアを必要とする子どもを養育する里親
- ・ 親族里親：実親の諸事情により養育できない場合、祖父母などの親族が子どもを養育する里親
- ・ 養子縁組里親：養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親

里親制度は児童福祉法という法律に基づき、都道府県が運用しています。都道府県に配置されている児童相談所が家庭を必要としている子どもを里親に委託しています

## 【 養子縁組と里親（養育里親） 】

養子縁組には特別養子縁組と普通養子縁組とがあります。

特別養子縁組が『子どもの福祉』を目的としているのに対し、普通養子縁組は『家の存続』のために作られた制度です。養子縁組里親が前提としているのは特別養子縁組がほとんどですが、迎える子どもの年齢によっては、普通養子縁組となる場合もあります。

養子縁組と里親（養育里親）との大きな違いは法的な親子関係を結ぶか、結ばないかということです。

下の表に養子縁組（特別養子縁組、普通養子縁組）と里親（養育里親）の特徴をまとめました。

	特別養子縁組	普通養子縁組	養育里親
子どもの年齢	6歳未満	制限はない	乳児～18歳まで
養親の条件	25歳以上の健康、健全な夫婦※	特に制限はない（独身可）	25歳以上65歳未満（独身可）
成立の条件	家庭裁判所に申し立てをし、審判を受ける	養親と親権者の合意で決まる。（親族） 養親と親族以外の子との縁組みは家庭裁判所の判断が必要	児童相談所からの委託により養育関係の成立
親権	実親から養親に親権は移る 法律上実親との関係は断絶される	実親に残る 法律上の親子関係は存続する	実親の戸籍に入ったままなので 養育者との戸籍上の親子関係は発生しない
戸籍への記載	長男、長女	養子、養女	戸籍は別
離縁	原則としてできない	可能	児童が18歳で養育関係解除となる

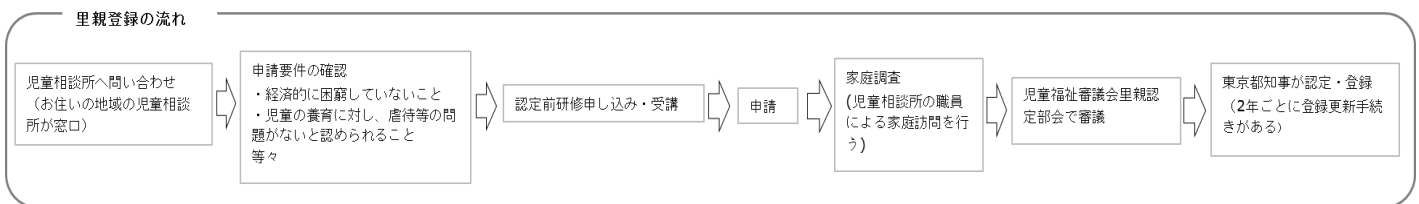
※厚生労働省の里親委託ガイドラインでは養親の年齢について、「子供が成人したときに概ね 65 歳以下となるような年齢が望ましい」と書かれています。子供と養親との年齢差は 45 歳以下が望ましいということが推奨されています。ただし、実際の認定基準は自治体によって様々で、東京都の養子縁組里親の認定基準では 25 歳以上 50 歳未満で婚姻している夫婦が対象となっています。

## 【 特別養子縁組を希望する場合 】

特別養子縁組には児童相談所により仲介されるケースと、民間機関によって仲介されるケースがあります。

### 児童相談所による養子縁組

原則として養子縁組里親としての里親登録が必要となり、登録までにはおよそ 3 か月～6 か月程度かかります。



里親として認定されたのち、児童相談所より里親委託の打診があり、面会・交流を経て里親委託されます。委託から約半年の養育期間後、家庭裁判所への申し立てを行い、審判を経て、特別養子縁組が成立します。

### 民間機関による養子縁組

それぞれの民間機関で養親となる条件（養親の年齢制限など）があり、条件を満たす夫婦に対して独自の審査・研修を設けています。児童相談所では必須となっている里親登録についても必要としているところもあれば、不要のところもあるようです。各民間機関の定める手続きを行い、子どもの紹介を受けて養育開始となります。

児童相談所のケースと同様に約半年の養育期間後、家庭裁判所への申し立てを行い、審判を経て、特別養子縁組が成立します。

民間機関は「予期せぬ妊娠に悩む女性へのサポートと生まれてくる子ども」に対して力を注いでいる特色があり、妊娠相談から出産支援、養親探し、生母の自立支援まで広範囲な支援活動を行っています。

### 【里親（養育里親）を希望する場合】

養育里親を希望する場合にも里親登録が必要となります。（前ページの図：里親登録の流れ）

特別養子縁組での里親登録との違いは、認定前研修の受講が義務化されていることと、5年ごとの更新が必要ということ。児童相談所から子どもの紹介があり、概ね1～3か月の交流を経て、外出や外泊などを行い、里親の意向や児童の状況などを総合的に判断し、児童相談所が委託を決定します。委託後は定期的に児童相談所が家庭訪問を行います。委託は2年毎に見直し、必要に応じて更新していきます。満年齢解除などの理由により委託措置が解除されます。

最初に示した図では、不妊治療の先に里親・養子縁組があるように思われるかもしれませんが、決してそうではありません。不妊治療は夫婦の希望ですが、里親・養子縁組は「家族を必要とする子どものため」です。

すべての人にある選択肢ですが、すべての人が選択できるものではありません。

もっと詳しいことは専門書を紹介いたしますので、興味のある方はぜひ読んでみてください。

またご相談がある方は看護師にお声かけ下さい。

#### 〈引用・参考文献〉

- ・吉田奈津子「子どもがいない夫婦のための養子縁組ガイドブック」明石書店
- ・立命館グローバル・イノベーション研究機構研究プログラム「あなたと医療機関・児童相談所&乳児院—行政をつなぐファミリー・aim・パスポート『家族の選択力』アップガイド」
- ・鮫島浩二（さめじまボンディングクリニック院長）「その子を、ください」アспект

#### 〈Web〉

- ・不妊医療機関への受診を考えるパンフレット 菊岡真梨
- ・愛の手運動 公益社団法人 家庭養護促進協会（神戸事務所・大阪事務所）
- ・公益財団法人 全国里親会
- ・東京都福祉保健局
- ・日本財団「ハッピーゆりかごプロジェクト」
- ・あんしん母と子の産婦人科連絡協議会
- ・一般社団法人 全国養子縁組団体協議会

担当：看護部 田村・川上